

○益田市社会福祉法人設立認可等審査委員会運営要領

平成25年3月29日

益田市訓令第4号

庁中一般

各かい

(趣旨)

第1条 この要領は、益田市社会福祉法人設立認可等審査要綱（平成25年益田市告示第49号）第7条第1項の規定により設置する益田市社会福祉法人設立認可等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、社会福祉法人に関する次に掲げる事項について、市長の求めに応じて、当該申請の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）その他関係法令及び関係通知の規定に係る適格性を審査し、認可又は認定の妥当性を協議し、その結果を報告するものとする。

- (1) 法第31条に規定する設立認可の申請
- (2) 法第43条に規定する定款変更認可の申請
- (3) 法第46条に規定する解散認可又は認定の申請
- (4) 法第49条に規定する合併認可の申請
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉環境部長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審査委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、指導監査課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

福祉環境部長、健康子育て推進監、生活福祉課長、高齢者福祉課長、子育て支援課長、子育てあんしん相談室長、健康増進課長、指導監査課長
--